

**陸上無線通信委員会報告（案）に対して提出された意見及び当該意見に対する陸上無線通信委員会の考え方
「マイクロ波帯を用いたUWB無線システムの屋外利用の周波数帯域拡張に係る技術的条件」**

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	陸上無線通信委員会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>UWB無線システム・評定用途の新たなニーズと急速な普及拡大の予測に鑑み、屋内利用と同等の周波数範囲で屋外利用を可能とするよう制度を整備することは、電波資源の有効利用および我が国の競争力強化の観点から極めて重要である。今回、UWBハイバンドで屋内利用が認められている7.25GHz～10.25GHzの周波数の内、7.25GHz～9.0GHzの屋外利用を認可する方向で技術条件が示されたことは、大きな前進であると評価する。</p> <p>一方で、9.0GHzより上の周波数については、干渉計算結果に基づいて共用条件を求め、気象レーダなど一部の既存システムで所用離隔距離が大きいことから共用困難とし、今回の屋外利用の技術条件検討範囲から除外している。しかしながら、干渉計算方法や共用条件算出の際のマージンの考え方などについては、極めて保守的な側面があり、継続して検討する余地があると考えられる。また、米国での地中探査レーダー・壁探知システム、監視システム、医療画像診断システムなどの例に挙げられるように、システムの利用目的に応じて使用者を制限することで共用を可能にする対応策や、対向する受信機が存在する場合にのみ電波送信を可能とするなどの方策も参考にすべきである。</p> <p>以上のように、電波資源の有効利用および競争力強化</p>	<p>本件意見募集に対する賛同意見として承ります。</p> <p>また、UWB無線システムの屋外利用可能な周波数帯の更なる拡張へのご要望や、運用制限を含めた共用検討に関するご意見については、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>の観点から、我が国においては 7.25GHz～10.25GHz にわたって、無線評定用途を含めた UWB 無線システムの屋内、屋外での利用を可能とすることを基本とした制度整備を推進すべきである。屋内利用と同等の周波数範囲で屋外利用を可能とする視点に立脚し、電波送信条件、使用用途や使用者による制限なども含めた共用条件を検討し、制度整備に反映させることが望まれる。</p> <p>【個人】</p>	
--	--	--

○提出意見数：1 件

※提出意見数は、意見提出者数としています。